

平成20年6月宮崎県定例県議会

# 食の確保・食の安全対策特別委員会会議録

平成20年6月27日

場 所 第4委員会室

平成20年6月27日（金曜日）

午前9時59分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. 食の安全性確保に関する取組について

農政水産部

1. 農地の確保・有効利用の促進について

2. 加工食品の原料原産地表示について

○協議事項

1. 県内調査について

2. 次回委員会について

3. その他

出席委員（13人）

委員 長	横田 照夫
副委員 長	田口 雄二
委員	坂元 裕一
委員	外山 三博
委員	水間 篤典
委員	中野 一則
委員	十屋 幸平
委員	河野 安幸
委員	山下 博三
委員	満行 潤一
委員	外山 良治
委員	武井 俊輔
委員	前屋敷 恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長 宮本 尊

福祉保健部次長  
(保健・医療担当) 宮脇 和寛

部参事兼  
福祉保健課長 畝原 光男

衛生管理課長 川畑 芳廣

健康増進課長 相馬 宏敏

農政水産部

農政水産部長 後藤 仁俊

農政水産部次長  
(総括) 西田 二郎

農政水産部次長  
(農政担当) 伊藤 孝利

農政水産部次長  
(水産担当) 太田 英夫

部参事兼  
農政企画課長 岡崎 吉博

地域農業推進課長 上杉 和貴

営農支援課長 吉田 周司

農産園芸課長 串間 秀敏

畜産課長 押川 延夫

農村計画課長 原川 忠典

農村整備課長 矢方 道雄

水産政策課長 桑原 智

漁港漁場整備課長 那須 司

農水産物ブランド対策監 郡司 行敏

担い手対策監 山内 年

消費安全企画監 八反田 憲生

事務局職員出席者

政策調査課主幹  
(特別委員会・広報担当) 河野 龍彦

政策調査課副主幹 福島 久大

○横田委員長 それでは、ただいまから、食の確保・食の安全対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります  
すが、お手元に配付の日程（案）をごらんくだ  
さい。

まず、3の概要説明であります、本日はま  
ず、福祉保健部から「食の安全性確保」に関す  
る福祉保健部としての取り組みについて、続い  
て、前回の委員会におきまして委員から要請が  
ありました耕作放棄地対策を含めた「農地の確  
保・有効利用の促進」及び「加工食品の原料原  
産地表示」について農政水産部から説明をして  
いただきたいと思います。

次に、4の協議事項についてであります、  
今後予定しております県内調査などについて御  
協議いただきたいと思います。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時2分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

福祉保健部においでいただきました。ありが  
とうございます。

私は、この特別委員会の委員長の横田照夫で  
ございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、時間の制約上、委員の紹介はお手元の  
配席表にかえさせていただきたいと思います。

また、職員の皆様の配席表も各委員に配付し  
てございますので、御紹介をいただく必要はあ  
りません。

それでは、早速ですが、概要説明をお願いい  
たします。

○宮本福祉保健部長 福祉保健部長の宮本でござ

います。

福祉保健部では、この委員会の調査事項の中  
で、食の安全に関する業務を所管しております  
て、本日はこの食の安全に係る職員に絞りに  
絞って出席させております。それでは、座って  
説明させていただきます。

それでは、御指示のありました福祉保健部  
における「食の安全性確保」の取り組みにつ  
いて御説明をいたします。

御案内のように、近年、食品の偽装表示や  
中国産冷凍ギョーザによる健康被害事例等  
の問題が相次いで発生しております、国民の  
食の安全・安心に対する不安が高まっている  
状況にあります。また、O-157あるいはノ  
ロウイルスによる食中毒もしばしば発生  
いたしております。

こういう中、福祉保健部におきましては、  
毎年度、宮崎県食品衛生監視指導計画を策  
定し、保健所における食品取り扱い施設へ  
の監視指導や県内に流通する食品の計画的  
なサンプリング検査を実施しているほか、  
食肉衛生検査所におけると畜検査及び食鳥  
検査により、病気にかかった牛、豚、鶏等  
を排除するなど、食品の安全確保に努めて  
いるところであります。

また、事業者や消費者等を対象にした衛  
生講習会等を開催いたしまして、食中毒予  
防等に関する食品衛生意識の普及啓発を  
図っているところであります。

詳細につきましては、衛生管理課長から  
説明させていただきますので、よろしくお  
願いいたします。

○川畑衛生管理課長 それでは、「食の安全  
性確保」の取り組みにつきまして御説明を  
いたします。

資料の1ページをごらんください。

Iの「本県の食の安全確保体制」であります。

部長も説明しましたとおり、輸入農産物の残留農薬問題、食品の偽装表示の問題等の発生によりまして、県民の食の安全・安心への関心が高まっております。このような中、県では、本県の食の安全・安心確保対策に関する総合的調整や関係部局相互の協力及び情報の収集・提供等を行いまして、効果的な施策を推進していくために、平成16年11月に副知事を会長とする「宮崎県食の安全・安心対策会議」を設置しております。

さらに、2の「宮崎県食の安全・安心基本方針」並びに「宮崎県食の安全・安心アクションプラン」を策定しまして、この中で生産から製造、流通、消費に至る一貫した食の安全・安心確保対策を総合的に推進するための基本的な考え方や施策の方向性を提示し、県民、生産者、食品関係事業者及び行政が協働して食の安全・安心確保のための取り組みを実践するために、基本方針に掲げる8つの施策に沿って23のプランを掲げ、52のアクションを実施しているところであります。

この基本方針とアクションプランの中での当部の具体的な取り組みといたしましては、以下に示しておりますとおり、①から⑥について、保健所や食肉衛生検査所が主体となって食品の衛生確保に努めているところであります。

次に、3の「宮崎県食品衛生監視指導計画」について御説明をいたします。

まず、計画策定の背景であります、BSE、偽装表示、残留農薬問題等の「食」の安全に関する問題の発生を受けまして、平成15年に食品安全基本法が公布されたところですが、同じく食品衛生法も大幅に改正され、国及び都道府県における食品衛生監視指導計画の策定が規定されたところであります。

続きまして、本県が策定しました監視指導計画の基本的な方向であります。

まず、「(1) 食品の安全管理・監視指導體制の充実・強化」でありまして、食品の生産から製造、販売に至る工程ごとに、重点的・効果的な施設への立入指導の実施と県内に流通する食品のサンプリング検査を行っております。

次に、「(2) 消費者の視点に立った食品安全確保の推進」であります。事業者や消費者等を対象とした衛生講習会や意見交換会を開催し、食の安全に関する正しい情報を提供するとともに、食中毒発生の危険性の高い時期における食中毒注意報の発令や、中国産冷凍ギョーザ事例のようにマスコミを通じた緊急情報の提供等を行いまして、食品の安全確保を推進しております。

次に、「(3) 危機管理への的確な対応と自主衛生管理の推進」であります。大規模食中毒発生時における国及び関係都道府県との連携や、中国産冷凍ギョーザ事例等における関係部局や医療機関への緊急情報の提供など、危機管理等への的確な対応に努めております。また、食品取り扱い施設の自主衛生管理を推進するために、社団法人宮崎県食品衛生協会所属の食品衛生指導員——255名であります——の養成でありますとか資質の向上を図るとともに、県委託の食品衛生指導事業や自主管理調査事業を推進しているところであります。

資料の2ページをお開きください。

IIの「福祉保健部における食の安全確保に関する具体的な取組」について御説明をいたします。

ちょっとお断りいたしますけれども、宮崎市は中核市でございます。県と同じく、毎年監視指導計画を立てて実施しておりますけれども、今回お示しします数字につきましては、まだ集

計がつい最近公表されたばかりでございまして、今回の指導に間に合っておりません。御了承をいただきたいと思っております。

それでは、1の「食品製造施設及び販売施設等の監視指導」であります。

県内8保健所の食品衛生監視員が、監視指導計画に基づきまして、営業施設の規模や広範囲に流通・販売される食品を製造する施設、さらに過去に食中毒や違反食品の発生頻度の高い業種や事故発生時の影響度等により、監視の重要度に応じて、施設への立入回数を年2回から5年に1回の5つのランクに分けて、重点的・効果的な監視指導を行っております。

(1)は、昨年度の監視ランクごとの監視対象施設数と監視件数であります。総計では、監視対象施設数2万3,878施設に対し、延べ1万4,309件の立入指導を行いました。

その下の(2)は、昨年度の施設に対する行政処分や指導状況であります。合わせて898件の行政処分と指導を行っております。左側の営業停止処分5件の内訳は、食中毒発生施設への処分4件と違法なフグの肝臓の販売事例1例であります。その他、文書及び口頭指導の主な内容は、手洗い消毒設備の不備でありますとか、施設の清掃の不備、まないた等の調理器具等の消毒不備等の指摘であります。

次に、2の「食品の収去検査」であります。

県内8保健所では、食品製造施設及び卸売市場、販売店等から食品を計画的に収去しまして、細菌、食品添加物、残留農薬、残留抗生物質等の検査を行っております。また、県内5カ所の食肉衛生検査所におきましても、食肉・食鳥肉の動物用医薬品であります残留抗生物質等のサンプリング検査を実施し、違反食品等の排除に努めております。

(1)の昨年度の食品の収去検査状況ですが、①の食品の一般細菌数や食中毒菌等の細菌検査では、県内3保健所と衛生環境研究所及び国の登録を受けた検査機関であります財団法人宮崎県公衆衛生センターに検査の一部を委託しまして、この3カ所の検査機関で総計638検体に対し延べ2,326項目の検査を行っております。

3ページをごらんください。

②の理化学検査では、食品添加物やミネラルウォーター類の重金属類等を検査しておりますが、総計378検体に対し延べ1,160項目の検査を行っております。

次に、③の残留農薬検査ですが、卸売市場、販売店等からサンプリングした野菜、果実等を衛生環境研究所と公衆衛生センターに搬入しまして、総計307検体に対し延べ3万571の農薬を検査しております。

③-2であります。このうち輸入果実・野菜類につきましても公衆衛生センターに搬入して、25検体、延べ3,750の農薬を検査しております。

なお、残留農薬検査につきましては、平成18年5月のポジティブリスト制度施行後に、衛生環境研究所で検査可能な農薬数を順次拡大しまして、検査体制の整備を図ってきたところであります。平成17年度は88農薬でありましたけれども、現在、最大284農薬まで検査可能となっております。

次に、④の動物用医薬品等の残留抗生物質等の検査では、衛生環境研究所と食肉衛生検査所で、総計1万3,397検体に対し、延べ1万6,593物質を検査しております。

(2)は収去検査の結果であります。昨年度は、食品衛生法に基づく成分規格基準の違反事例はありませんでした。

次に、3の食品衛生意識の啓発推進についてであります。

県では、食品取り扱い事業者や消費者等に対するさまざまな食品衛生意識の啓発に取り組んでいるところであります。主な行事を挙げますと、国では8月を全国的に食品衛生月間としておりますが、期間中には保健所では、一日食品衛生監視員の委嘱でありますとか、街頭におけるリーフレットや啓発グッズの配布、消費者等との意見交換会等を開催しております。

それから、ここにちょっと記していないことを話しますけれども、事業者等に対しましては営業許可更新時でありますとか、食品衛生責任者に対しまして、年間を通して定期的な講習会を開催しております。

加えて、一昨年、全国的にノロウイルスによる食中毒が急増したときでありますとか、鳥の生食によるカンピロバクターによる食中毒が多発した昨年には、事業者に対する緊急の衛生講習会を開催しまして、食中毒防止に関する指導や最新の情報提供等を行ったところであります。

また、夏場にかけて食中毒が発生しやすい気象条件となったときや、秋から冬にかけてのノロウイルス食中毒と関連性が高い感染性胃腸炎の流行時期には「食中毒注意報」を発令し、報道機関等を通じまして、広く県民に対し食中毒防止のための注意喚起を行っております。

下の表の(1)は過去5年間の食中毒発生状況であります。年間の発生件数は10件前後、患者数は大規模食中毒が発生した年には増加しますけれども、おおむね100名から200名前後で推移しております。

次の(2)は、昨年度、保健所が開催した衛生講習会や意見交換会、県が行う食中毒注意報発令状況ですが、講習会と意見交換会を合わせ

まして300回開催し、延べ1万2,000人が受講しております。また、食中毒注意報は、夏場に昨年は7月と9月の2回、冬場のノロウイルスによる食中毒注意喚起のためには11月に1回の合計3回発令しております。

4ページをお開きください。

4の食肉衛生検査関係業務について御説明いたします。

県では、都城、高崎、小林、都農、日向の5カ所の食肉衛生検査所におきまして、と畜検査と食鳥検査業務を行っております。

まず、(1)のと畜検査であります。県内には、と畜場法に基づき、牛・豚等を処理すると畜場が7施設ありまして、食肉衛生検査所のと畜検査員は、牛・豚等が同法の施行規則で廃棄となる疾病に罹患していないか1頭ごとに検査を行いまして、検査に合格した牛・豚だけが食肉として供給されております。

また、牛につきましては、平成13年の10月18日からBSEの全頭検査を実施しておりますが、本県では検査開始から現在までBSE罹患牛は確認されておられません。

下の①は過去5年間の牛・豚等のと畜検査頭数の推移ですが、合計100数万頭でおおむね横ばいの状態であります。

次に、(2)の食鳥検査であります。県内には、年間処理羽数が30万羽以上の大規模食鳥処理場が11施設ありまして、食肉衛生検査所の食鳥検査員が処理場に出向いて検査を行い、疾病に罹患した鶏を排除し、と畜検査と同様に検査に合格した鳥だけが食鳥肉として供給されております。

また、年間処理羽数が30万羽に満たない認定小規模食鳥処理場64施設に対しましては、食鳥検査員が施設に定期的に立ち入りまして、施設

側が疾病の確認や排除を適切に行っているかなどについて監視指導を行っております。

下の①は過去5年間の食鳥検査羽数の推移ですが、年間200万羽増で推移しており、昨年度は1億2,380万羽を超えております。

次の(3)は食肉衛生検査所がと畜場及び食鳥処理場に対して行った衛生指導等の状況です。

食肉衛生検査所には、本県で処理される牛、豚、鶏の食肉及び食鳥肉の衛生レベルを向上させることを目的といたしまして、施設の衛生指導を専任としております衛生管理指導主幹を配置しております。この指導主幹は、各施設の査察を行いまして、衛生的な処理に関する改善指導を行ったり、施設が自主的に設置しております衛生管理部会等に出席し、指導助言や衛生講習会等を行い、施設の自主管理を推進しております。

下の①は昨年度の衛生指導等の状況です。と畜場には108回、大規模食鳥処理場には100回、認定小規模食鳥処理場64施設に対しましては372回の衛生巡回指導を行っております。また、衛生講習開催状況は、と畜場関係は7回で受講者が772名、食鳥関係は10回で101名が受講しております。

次の5ページをごらんください。

Ⅲの「国との役割分担」であります。まず1の「国の役割」といたしましては、輸入される食品の安全性に関する検疫業務を担っております。

次に、2の「都道府県市の役割」としましては、(1)の国内で製造・加工された食品のサンプリング検査を主として行っておりますが、(2)の輸入され通関を終えて国内に流通している輸入食品のサンプリング検査も一部行っているところでもあります。

輸入食品につきましては、下の参考図で説明させていただきます。

上段の上のほうにありますように、国では、外国から貨物が到着し、輸入届け出がありますと、書類審査をいたしまして、輸出国の状況や過去の違反事例等に応じて輸出貨物をとめ置いて、検査機関の検査結果でもって合格あるいは積み戻し、廃棄等の措置を行う検査命令、これと輸入食品を計画的に計画に基づきました数量を抜き取って国の機関で検査を行うモニタリング検査を行い、安全性確保に努めております。この場合はとめ置きをしておりません。

さらに、通関後は、下段にありますとおり、国内に流通する輸入食品を、各部、各都道府県等が輸入元、卸売市場及び販売店等で収去検査を行いまして、違反食品を発見した場合には、国に通報するとともに、輸出元を所管する都道府県等に連絡して、回収命令等の措置がとられることになっております。

衛生管理課からの食の安全確保に関する取り組みについての説明は以上であります。

○横田委員長 ありがとうございます。執行部の概要説明が終わりました。委員の皆さんの質問等ありましたらお願いします。

○水間委員 3番の宮崎県食品衛生監視指導計画、この中の背景で、BSE、偽装表示、残留農薬……。BSEについては徹底したことをやっていますよね。この偽装表示という問題で、今、愛知県の一色ウナギですか、こういうことの問題が出ているわけで、ここのいわゆる昨年、宮崎県でもウナギの偽装表示の問題があったんだけれども、ここらあたり、福祉保健部がこの対応をするんですか。それとも農政水産部で対応するのか。現状はどっちなんですか。

○川畑衛生管理課長 ウナギでありますとかそ

ういった分につきましては、食品衛生上は、牛肉と書いてあって豚肉を使ったり、豚肉と言って牛肉を使ったりした場合はいけない。そういったことで、この肉が飛騨牛だとか宮崎牛だとか、いわゆるどこの県産、国産でないといけないという表示は、食品衛生法上は規定しておりません。JAS法になっています。農政サイドです。

**○水間委員** あと、5ページに出ている輸入食品の安全確保対策、結局向こうから輸入してくる、ここに出ていますよね。そして、県の役割としては、そういう違反があった場合には、回収命令など指示できるというような表現になっていますが、下のほうに、県の役割として違反が発見された場合、例えてウナギでいえば、台湾から買ってくる、それを偽って国産として売った場合、実は日本から行って、そして成魚にして帰ってくるということもあり得るんですか。これはやっぱり農政水産部のほうかな。

**○川畑衛生管理課長** そういったたぐいについては農政サイドだと思います。食品衛生法上は、輸入しまして出回った輸入食品がございます。それをもし検査した県が規格基準に合致していないという事例があった場合には、厚生労働省と、そこで輸入者、輸入している企業がございます。そこが東京であれば東京都のほうに、こういった違反がありましたと指導しまして、東京都を通じて、全国に流れておりますので、回収措置を講じるということになります。

**○水間委員** であるとするならば、一つの本県の監視指導体制・計画を持つ中で、県としてはそういう偽装表示をしないための、業者、業界に何らかの協議会をつくれとか、あるいはそういうことを達しするところはあるんですか。これしちゃだめだぞという協議会をつくらせたりですね。

**○川畑衛生管理課長** これは国の農政、正式には何ですかね、農政の事務所がございますね。それと県の畜産サイド、それからうちのほうも入りまして、そういった事例を検討しながらは正していくという会議が持たれております。

**○水間委員** それで、昨年のウナギの問題のとき、福祉保健部として、どんな対応をしたかという対応策は持っておられる、何かしたところはあるんですか。

**○川畑衛生管理課長** ウナギの偽装表示そのものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる台湾産だとかそういったのが食品衛生法上は特に違法という規定がなされておられませんので、そっちのほうはJAS法違反で農政サイドが指導していくということになるかと思えます。

**○水間委員** だから、福祉保健部としては、昨年の問題については、そういう対応はしていないということですか。

**○川畑衛生管理課長** この会議には出ておりませんが、直接的な指導は行っていないということになります。

**○十屋委員** ちょっと教えてほしいんですけど、2ページの19年度監視指導状況でランクづけがされているんですが、これは主な業種のところで、それぞれ飲食、直接口に入るところなんでしょうけど、このランクづけのAからEまでの5年に1回と年2回とかいろいろあるんですが、これはどういうふうなランクづけの区別をされているのか。例えば一度に大きなニーズ、大量に食品を提供するところとか、そういうランクづけのどういうふうなやっていらっしゃるのかちょっとお伺いしたいんですけど。

**○川畑衛生管理課長** 以前は食品衛生法で、飲食店であれば毎月1回の年12回しなさいと、業

種ごとにしておりました。ただ、それでは食監の数が少ないということで、どうしても監視計画が10%ぐらいにしかならない。そこで、質を重視するという形で、この監視指導計画ではランクづけしてやっております。このAランクというのは、大型旅館、仕出し弁当とか学校給食ということで、一たん食中毒を起こしますと非常に大きな影響が生ずるということで、これにつきましては年2回立ち入りをして、朝から夕方までずっと見るような形で丁寧に監視して、指摘しながら指導していくという形をとっております。Bランク、Cランク、Dランクということで、これは大体大きさのレベルとかそういったこと、それから過去の食中毒の発生状況、そういったのを加味しながら、2年に1回とか3年に1回とか5年に1回というランクづけをしております。一応魚介類販売業、食肉販売業も以前はBランクにしておったんですが、これも非常に数が多いということで、どうしても計画ではできないということで、検討会議、それからコメントをいただきまして、これはCランクにしたといういきさつがございます。

**○十屋委員** というと、事実、人手が足りないのかなというふうに思うんですけど、余り数が多過ぎて、なかなかやっていくにはですね。それと、Aランクのところ、今、課長おっしゃったのは、朝から夕方まで丁寧にということは、ずっと張りついて1日その作業の中身をチェックされるわけですか。

**○川畑衛生管理課長** すべてではございませんで、これは学校給食等が代表的なあれですけども、一応作業が終わるまでをずっと見て、その工程の中で問題があるところはないか、施設の基準に合っているか、それから取り扱い、そういったのを見てするというので、ちょっと

先ほど言い過ぎましたけれども、具体的に指導しておるということでございます。

**○十屋委員** その下に、許可施設と登録施設で、今おっしゃいました学校給食、共同調理場が大半だと思うんですが、今ドライとウエット、水を床に落とさないようなそういう施設があると思うんですけども、この登録施設の中で文書通知108とか口頭指導161とかいうのがあるんですが、例えば給食の共同調理場に関するそういうのが何件ぐらいあったのか。そしてまた、ちょっと細かくなりますけど、指導があればどういっものを指導されたのかというのがわかればお話しいただくとありがたいんですが。

**○川畑衛生管理課長** 確かにドライシステムとかいう形で、ウエットでありますと、どうしてもカビが生えたり細菌があつて、水を流すことによって細菌が拡散するということを防いで、そんなことをしております。この文書通知の指導であります、特にこういったところは、教育委員会のほうから通知が来ております。ですから、設備的に悪い部分があれば、そこを文書で指摘して、また次年度の予算とかに反映しますので、そういったところで文書を通知しております。若干衛生的な管理が悪かったとかいったところは口頭指導でしております。具体的なドライシステムをどの程度やったかという指導につきましては、ちょっと今手元にございませ

**○中野一則委員** 4ページの食品衛生検査関係の説明された中で質問させていただきたいと思いますが、かなりの牛、豚の頭数、鳥の羽数なんですけど、これを全頭調査されて数字が載っておりますが、この中で疾病に罹患したものを排除したということで書いてあるんですけど、ちなみに19年度で牛、豚、鳥でどのくらいの量を排

除されたのでしょうか。

**○川畑衛生管理課長** 牛につきましては6万462頭検査しておりますが、全部廃棄につきましては、301頭を全部廃棄ということで、頭数に換算しますと200頭に1頭の割で全部廃棄したということになります。それと、豚につきましては99万頭しておりますが、1,136頭の全部廃棄ということで、この場合は0.11%で873頭に1頭の割で廃棄しておると。あと、一部廃棄がございますけれども、集団で飼いますので、肺炎を起こしたり腸炎を起こしたり、あるいはいろんな化膿したりとか、そういった部分については部分的に廃棄しております。この数を言いますとちょっとびっくりするんですけども、牛の場合が3万6,000頭の59%、豚でいきますと、63万1,208頭ということで63.6%の部分廃棄、一部廃棄という数字があがっています。鳥は1億2,200万羽以上しておりますが、全部廃棄が92万4,049羽ということで、0.75%で132羽当たり1羽を廃棄しておるという計算になります。一部廃棄は312万ほどで2.5%となっております。

**○中野一則委員** いわゆるこれはすべて疾病罹患ということですから、疾病があつてこのように排除されていると思うんですが、やはり検査に来るまでの間に、何かこれを解決する方法、農家にとってもかなりの損失だと思うんですね、販売できない頭数だから。そこで、担当課じゃないでしょうかけれども、何とか解決する方法はないんですかね。この数字を聞いてびっくりしました。

**○川畑衛生管理課長** 食肉衛生検査所では、先ほども言いましたとおり、豚につきましても1頭ごと、それから鳥にしても1羽ごと、牛も1頭ごと検査しております。その中で検査して廃棄した頭数とその頭数ということで、それは病

変ごとにすべてフィードバックはしております。フィードバックしておるんですけども、フィードの中で適切にこれがなされていないという実態もございますし、特に一番私、惜しいと思うのは、サシを入れるために牛に飼料の配合をテクニックでやるんですけども、非常に立派な牛なんですけれども、水分の多い水腫と、結局肉が水分が多いということで肉にならない、そういったことで廃棄されるのも多いですし、それから肥育でありますから穀物をいっぱいやるということで、そこでどうしても尿酸過多ということで尿石ができての尿毒症、これも結構多いです。牛の場合はこの2つがかなり多いです。

**○中野一則委員** 担当部の農政水産部とも、定期的に何かこういうことでの対策とか、両部間でいろいろ協議はなされているんですか。

**○川畑衛生管理課長** 一応これにつきましては、全県的にはちょっとやっていないんですが、各検査所ごとの課ごとの連携というのはやられています。

**○中野一則委員** ぜひ今後も強力にやっていただきたいと思います。

それからもう1点、この前、ラジオを聞いておったら、今がシーズンのアジサイの葉っぱに猛毒があるという話を聞きましたが、ああいう危険な植物というか、一番象徴的なものはキノコですよね、毒キノコ。そういうものの取り扱い、あるいは消費者への啓発というのは、衛生管理課がやっぱり担当されるわけですか。

**○川畑衛生管理課長** 毒キノコにつきましては、やはり植物の毒による食中毒ということで、18年に2件発生しまして、1件は延岡の方が行勝山でとったニセクロハツというキノコで死亡されているということで、それにつきましては、

即ホームページを使ったりとか、あるいはマスクミを通じての啓発等は行っております。

○中野一則委員 そのアジサイの葉っぱ、私も何かよく刺身の下に敷いてあったのを記憶しているんですけども、あれが毒だということを聞いてびっくりしたんです。事故というのはまだ発生していないんでしょうが、そういう植物の啓発、ぜひ強力に、常識として我々消費者とか、あるいは食品を取り扱う業者の皆さん方に知ってほしいと思うんですよね。

○川畑衛生管理課長 今、中野委員から出ましたこの件については、私もちょっと聞いておりませんでしたので、今後、そういったことに注意したいと思っています。

○武井委員 武井でございます。2ページの先ほどの十屋委員の関連にもなるんですが、平成19年度行政措置のところで、口頭指導から営業停止まであるんですが、大まかで結構ですので、どういうものがそれに該当するのか、基準と、あと会社名の公表というのは、どのあたりからどういう基準でされていくのかについて教えてください。

○川畑衛生管理課長 口頭指導が一番多いんですけども、この場合は、施設を見たときにちょっと清掃が悪いとか、あるいは手洗い・消毒設備が当初はついておったんですけども、行った時点ではなかったとか、あるいは消毒液が補充していなかったとか、それからネズミ、昆虫、そういったもののふんがあったとかいうようなことでの駆除、それから器具類の定期消毒、こういったのが多くて口頭指導が多くなっていると。文書通知につきましては、先ほどもちょっと言いましたけれども、施設の基準がございまして、この施設の基準でドアが外れておったりとか、そういった施設基準とか、

明らかにこれは食中毒を起こすような取り扱いだと、重大な場合については文書通知。以前は指導票を結構とっておったんですが、最近はやっと少ないんですけども、指導票で一応、これも文書といえば文書なんですけど、いつまでに改善してくださいという指導票を切って改善を確認するというようなことにしております。ちょっと具体的なところはそれぐらいしか言えないんですけど。

○武井委員 例えば営業停止っていうんですかね、あれは。

○川畑衛生管理課長 先ほど公表の件も聞かれましたね。公表につきましては、前年度の分をまとめまして6月、今現在、公表をホームページでしております。営業停止の分につきましては、個別の公表というのは、食中毒が4件、それからフグが1件ございましたが、これは食中毒が発生したときに記者発表しまして、「どここの施設で出ました。」、「営業停止をどこどこ保健所が3日間しました。」というようなことで報道しますので、翌日の新聞に載るという格好になります。フグにつきましても、処分しましたので、翌日の新聞に載ったということでございます。

○武井委員 例えば口頭指導があっても改まらない場合とか、例えば同じ店舗が繰り返しそういうことをするとか、例えばその累積等がある場合に処分が重くなるとか、ちょっとその辺というのがあるのか教えてください。

○川畑衛生管理課長 管理不備などちょっと軽度な内容につきましては、口頭指導にとどめておるんですけども、食中毒につながるような部分につきましては、後ほどまた再度確認に行つて指導したいと。時には、それにすぐ従わない方もおられますので、それは根気よく指導して

いきますが、その次には始末書をとったり、あるいは改善勧告とか、次は改善命令というのがあるんですが、改善命令までいくケースはほとんどない状況です。

**○武井委員** 1点お伺いなんです、これは宮崎市の事例なので、市が管理しているのを踏まえた上でなんです、昨年、宮崎で氷のみつを製造する業者が使い回しをしたという事例がかなり大きく報道されたんですが、結局は文書通知のようところで終わってしまったんです。本来的に言うと非常に大きな問題ではないかと思うんですが、市の判断ですから難しいところがあると思うんですが、例えばそういった事案というのは、例えば県で仮に起こった場合というのは、営業停止には該当しないものなんですか。難しいと思いますが。

**○川畑衛生管理課長** ほかの県でも似たようなケースがございまして、営業停止にしたり、いろいろなケースがあるんですが、宮崎市の場合は、今、武井委員の言われたとおりのいわゆる処分という形はとらなかつたようでございます。加工食品につきましては、特にああいったハチみつ等につきましては、結構もつんです。日もちがするんです。あそこの企業の場合は、3年だったと思いますけど、一応賞味期限を定めておったと。ただ、その賞味期限というのは、その企業が実験をしまして、これをずっといろんな状態で保存したときに、何も細菌が増殖するとか、そういったのがないと。だから、この期間までは大丈夫ですよという、ちょっとそれのさらに期間を猶予した形で、本当は4年かもしれないんですけど3年ぐらいにするとか、8割程度ぐらいで一応するのが賞味期限なんです、それで一応返ってきたやつをまたつぎ足してしたということございまして、宮崎市の今回の

判断ということございます。県が同じようなことがあった場合に行政処分までいくのかというのは、その時点で、私個人の意見をというのもあれですけども、ひょっとしたら行政処分せざるを得なかったかなという気はしますけれども。

**○武井委員** 最後に1点、そういうことで宮崎市にあるか市外にあるか、業者さんは、その辺というのは、たまたまそこにあるということですから、そのあたりが市が中核市で保健所を持っているというのはわかるんですが、市と県でそういう処分のランクと申しますか、その辺が差が出ないように、その辺の調整みたいなものとか議論や基準の統一みたいなこととかお話しされることというのはあるものなんですか。

**○川畑衛生管理課長** 一応中核市が平成10年にできまして、できた当時は獣医師もいないわけですから、県から職員が行ったりしております。それから、一応保健所の次長・課長会議でありますとか担当者会議、担当係長会議というのは、すべて同じテーブルに来ていただいて協議しております。ですから、ある一定の平準化しなくてはいけない部分については、同じテーブルの中で協議しますが、処分について具体的にいつ協議したというのは、ちょっと現時点では言えません、いろんな問題を同じテーブルで協議しております。

**○武井委員** わかりました。お答えは結構ですけど、そのあたりで不公平感というか、差がないようにということは、また今後も協議の中でしっかりお話をさせていただければと思います。以上です。

**○外山三博委員** イノシシの肉、ちょこちょこもらって食べるんですが、これは衛生管理面で行政がどこかで管理をしているんですか、いな

いんですか。

**○川畑衛生管理課長** 一応私どもが食肉衛生検査所で所管しておりますのは、牛、馬、豚、綿山羊、羊とヤギ、それが対象になっております。イノシシとかシカ肉というのは、法律では対象外ということです。ですが、イノシシ等につきましても、野外でとったやつとか、あるいはイノシシを飼っておる方がおりますけれども、一応と畜場に持ってきて処理してくださいというケースはございます。そのほうが衛生的でありますから、処理場によっては処理してやるケースはございます。ただ、シカにつきましても、今までそういった処理をしたというのは聞いておりません。

**○外山三博委員** 許可を持って販売、スーパー、それから食品販売店がシカとかイノシシの肉を販売することは、これは合法的なんですか。それとも販売したらいけないんですか。

**○川畑衛生管理課長** いわゆる先ほどはと畜検査という検査が入りましたけど、それは対象外ですけれども、先ほどイノシシとかそういった肉を処理して販売する場合は、と畜場のほうじゃなくて食肉を処理する業と食肉販売業の許可はとらせておるということでございます。

**○外山三博委員** ちょっとわからないんですが、イノシシをとった人が自分で調理というか肉にして、どっかのスーパーなり持ち込んで売ってくれということ是可以するんですか。

**○川畑衛生管理課長** 今言いましたとおり、食鳥処理の許可と食肉販売業の許可を持っておれば、それは可能であります。

**○外山三博委員** ということは、猟師さんが多分処理の許可は持っていませんよね。多分持っていないと思うんですよ。自分でさばいて販売店に持って行って売るとは、処理の許可を持っ

ていなければ、それは違法だと、だめだということですね。

**○川畑衛生管理課長** 基本的には、そういったことで、頭数の大小によらずに、販売という目的で処理するのであれば、許可が要ることになります。ですから、そういった意味でいけば、違法的にやっておるといことになるのかと思います。

**○外山三博委員** それじゃ確認しますが、ずっと車で走っていると、「シシ肉あります」とか書いてあるところが、個人の家でも、ちょっとしたお店でもあるところはあるんですが、きちんと調査して、処理の許可を持っている人がその販売の過程にいないければ、これは違法だということですね。

**○川畑衛生管理課長** 基本的にはそういうことになります。

**○横田委員長** 農政水産部の説明もありますので、ひとつ御配慮をいただきたいと思います。

**○外山三博委員** 全然別ですが、水牛、川南で最近20頭ぐらい、まだ今からふやすんですが、これは家畜法では、日本では家畜として認めていないということのようなんですよね。何でこの水牛を持ってきたかという、この牛乳がモッツァレラチーズの原料になるんですね。だから、あそこで川南で養うのは、モッツァレラチーズをつくるために養うんですよ。この水牛を、そのうち年とっていきますよね。そうすると、肉にするためにと畜場に持っていく。これはどうなんですか。ここの管理の中に入るんですか、入らないんですか。

**○川畑衛生管理課長** 私、以前、都城におった時分に、水牛を処理された業者がおられましたけれども、一応水牛については牛ではないということで、一応処理の手数料は払われて処理さ

れたことは記憶にございます。ですから、法律上は牛という形になっていますから、水牛は入っていないと。

**○外山三博委員** あれは牛ですよ、どこから見ても、角が生えて、牛でないというのは、ここで議論してもしょうがないんだけど、ということは、正規の屠場では屠殺は許可しないということですか。

**○川畑衛生管理課長** 許可しないというんじゃないで、一応水牛の処理が依頼があったということで、そういったのを処理する場所もない、けど衛生的に処理するというので、そのと畜場を利用して処理したケースはございますけれども、法律上は牛・水牛と書いてあれば水牛が対象になるんですけれども、あくまでも牛ということで、それを確認しましても水牛は該当しないという回答です。

**○外山三博委員** 牛を処分する問題よりも大事なものは、ミルクを加工してチーズをつくっていく食品過程の中でも、法律の範囲に入らないということになるわけですか。

**○川畑衛生管理課長** 今言われましたチーズの製造につきましては、乳製品製造業の許可が必要ということになります。

**○外山三博委員** いや、それはわかるんですよ。それじゃとった牛乳の管理、つくる前の過程ですよ。衛生管理の範囲に入るのか入らないのか。牛じゃない牛が産んだミルクなんですかね。

**○川畑衛生管理課長** 今、この質問には、中途半端な私のあれで回答できませんので、また後日……。

**○外山三博委員** それじゃ現実にそういう牧場があって、牛が今20頭ぐらい、これからふやしていこうということなんですよ。ですから、現実に牛がいるわけで、牛じゃないと言われるけ

ど、おるわけです。それでミルクをつくってチーズをつくっていく。自分たちの口に入ってくるわけですね。だから、法的にはどういう処置をしていくか、ちょっと県として、また後日きちっとした対応を、県としてどう対応するか教えてください。

**○横田委員長** それでは、また後日、検討した結果をお知らせください。

ちょっと先ほども言いましたけど、農政水産部の説明も残っておりますので、御配慮をお願いします。

**○山下委員** 2ページから3ページに書いてある平成19年度収去検査状況なんですが、この中で問題になった、例えば残留農薬検査でプラスが出たことがあるんですか。

**○川畑衛生管理課長** 昨年につきましては、3ページの中ほどの(2)で書いてありますとおり、違反事例、成分規格違反はございませんでした。

**○山下委員** 全然なかったわけですか。

**○川畑衛生管理課長** はい、去年はですね。19年度の検査では違反はありませんでした。

**○山下委員** なければいいです。

**○前屋敷委員** 今の検査に関連してなんですけど、特に保存料だとかの関係で、特に夏場についてはその使用が多くなるということも、消費者の立場としてちょっと考えたりするものですから、検査の方法とかあり方を、特に夏場は少し集中してするとか、そういうことをやっておられるのか、年間通して同じようなペースで検査されるのか、その辺をちょっと。

**○川畑衛生管理課長** 食品添加物、いろんな着色料とか保存料とかありますけれども、今、委員のおっしゃった保存料につきましては、食品を長もちさせるということで、ソルビン酸とか

使われておりますけれども、この検査も年間ペースの中でやっております。ただ、今言われたように、夏場は多いから、その時期に極端にふやすとかいうのは、それはちょっとないようです。それは参考にさせていただきたいと思えます。

**○外山良治委員** 第1点は、と畜検査でいわゆる廃除されたと、牛さんとか豚さん、その後、こういった方々が再流通化、もったいないと。そういったことは絶対ないのか、第1点です。第2点目は、廃棄された牛さんとか豚さんを御臨終までぴしっと管理しているのかどうか。この2点をお願いします。

**○川畑衛生管理課長** これは今委員のおっしゃったのは、一応廃棄したやつが食用に回されるかどうかということですか。

**○外山良治委員** いえ、回っていることは絶対ないんですね。

**○川畑衛生管理課長** それは私は絶対ないと思えます。それで、その分につきましては、廃棄したケースがございますので、そこに入れて、そして処理するレンダリング会社が持っていき、そこを確認しておりますので、今言われたようなことはありません。

**○外山良治委員** 以前、そういったことを通報があったことがあるものですから、念のために確認をしておきます。

第2点目は、例えばよく中国産で製造されたものがございますよね。玩具、おもちゃ、これは食するものではないと。しかし赤ちゃんがなめると。それで水銀ということで輸入停止処分が、アメリカと中国間でよくありましたよね。そういったものに対する安全確保というのが、ここではどこの課が担当しているのかどうか第1点。第2点目は、現物を輸入すると、いつ

もそうなのですが、行政が説明をするときには完璧な説明をされます。ほとんどこれだったら大丈夫だろうなということ、安心をある程度感じることにはできるんですが、現状からすると、例えば輸入についてはモニタリングをすとか検査でちゃんとすとか言いながら、あのギョーザの加工品については、ああいった事案が発生した結果、わかるわけでしょう。こういったシステムでは全然見つけることができないわけでしょう。ですから、どこからどこまでが安全なのか、ちょっと教えてください。

**○川畑衛生管理課長** 今、外山委員の言われましたおもちゃ類、口でなめるとか、そういった分につきましても、食品衛生法上の中のおもちゃ類も入っています。対象内、口にしますのです。それと、今、加工品の検査と言われましたけれども、一応今回、中国産ギョーザで違反事例がありましたけれども、個々の野菜とかいったものにはすべて残留基準が定まっています。今までなかった分については、一律基準で0.01でありますので、そういう検査をして、その基準以上であれば違反で即廃棄ということになりますけれども、加工食品の場合は、ギョーザに0.1ppm入っていればアウトですよという規格基準がないんですよ。ですから、国も今までそういった規格基準のないやつは、検査所では検査していなかったというのが実態でございます。今回ちょっとしたようでございますけれども、それはあくまでも公定法があったりとか、あるいは基準があった上でしたわけではなくて、今57の農薬につきましても、一応簡単な加工、いわゆる煮ただけとか乾燥しただけの分の加工品につきましても、一応大まかな公定法と言え形か知りませんが、それは検査法ができています。それ以外はなかったということで、県としても

国としても、今までそれは検査対象外だったということですが。

○外山良治委員 例えばギョーザにしても、国家間で例えば中国の警察と日本の警察でいろいろやっているが、しかし結果として何もわかっていないわけでしょう。例えば、あの包装紙の中で云々かんぬんとかいろいろありましたよね。結果として、今ああいったものは輸入禁止措置がとられているんですか。

○川畑衛生管理課長 それは輸入禁止措置がとられていると思います。自主的に出荷をとめているという形になっております。

○外山良治委員 聞いてわからんような答弁はやめてくださいよ。結果として、輸入禁止措置がとられているんですか、どうですか。

○川畑衛生管理課長 正式にはとられていないということになります。

○外山良治委員 わかりました。非常に危ないですよ。それだけ言うときます。

次は、例えば指導すると、改善を図っていたきたいということで指導すると。で、改善結果報告義務というものはあるんですか。食中毒云々かんぬんとか、掃除を1年に1回しかしとらんとかいうようなやつですよ。

○川畑衛生管理課長 不備があったりした場合に改善指導を指示した場合には、いつまでそれを報告してくださいというのは現状では通常やっています。保健所では、いつまで報告してくださいというのは言っております。

○外山良治委員 語尾がわからん。

○川畑衛生管理課長 期日を指定して報告するように指示してあると。

○外山良治委員 指示はわかりました。それは、改善報告は必ず指示に基づいて上がってきているわけですね、すべて。

○川畑衛生管理課長 ちょっと回答になるかわかりませんが、文書による通知では報告を求めています、それがすべて上がっているかどうかというのが、現時点ですべて上がっているというのはちょっと言えない状況です。確認がとれていません。それができない場合は、一応次の段階、先ほど説明しましたとおり、口頭指導をして、改善指導して、そして最終的には改善命令ということになるんですけれども、そこまではいっていないという状況です。

○外山良治委員 よくわかりました。以上です。

○川畑衛生管理課長 水牛のことにつきましては、水牛の乳につきましては法的な基準はございませんけれども、厚労省と協議して、乳製品製造業の許可をとって衛生的に管理するように指導した経緯があるということでございます。

それと、先ほど検査機関のフィードバックのところ、農政サイドとしても使用法のチェック、そういったものはしております。フィードバックを受けてですね。

それから、もう1点ですが、最初の説明資料の中で、一番最後の5ページのところで、私は、下のほうの2行目ですが、「輸入業者を所管する」と書いてありますが、私は「輸出業者」と言ったかと思うんですが、そこは訂正方をお願いしたいと思います。

○横田委員長 それでは、以上で福祉保健部の概要説明を終わらせていただきます。

福祉保健部の皆さんには退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時6分休憩

---

午前11時9分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

農政水産部においでいただきました。ありがとうございます。

それでは、早速ですが、概要説明をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。

座って説明させていただきます。

まず、お手元の特別委員会資料、1枚お開きいただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思います。

本日は、「食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進について」と、2項目めとして「加工食品の原料原産地表示について」を御説明させていただきます。

詳細は後ほど担当課長より詳しく御説明申し上げますが、1つ目の食料の生産基盤である農地の確保・有効活用につきましては、現在、国において、農地政策全般の見直しが進められているところでございます。農政水産部といたしましては、これまで農地は食料を生産していく上で重要な基盤という認識に立ちまして、農地関係法令の適正な運用、それから認定農業者、法人等、担い手の農地の集積、さらには耕作放棄地の解消といったことに取り組んできたところでございます。今後とも、国の見直しの動向等も見詰めつつ、適正な制度運用に努めていきたいと考えております。

2つ目の加工食品の原料原産地表示につきましては、国民の食の安全に対する関心が高まる中で、消費者が安心して食品を選択するために重要な課題であると考えております。現在、国におきまして、関係法令の統合、それから所管省庁の見直し、こういったことが議論されているところでございまして、県といたしましても、これらの情勢の変化に的確に対応していきたい

というふうに考えております。

私からは以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

○上杉地域農業推進課長 それでは、「食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進」について御説明したいと思います。

では、委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1の農地制度の全体像についてです。

なお、個別の制度の具体的な中身につきましては、2の農地制度の概要において別途御説明いたします。

食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進を図るための制度といたしましては、1ページ目に記載いたしましたとおり、3つの法律、「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法、あとは「農業経営基盤強化促進法」、いわゆる基盤強化法が、相互に連携を図りながら運用されている状況でございます。

まず、左上の枠内の「農地法」についてですが、法律自体の趣旨は、耕作者の農地取得を促進し、耕作者のその権利、耕作権を保護し、農地の効率的な利用を図るものとなっております。具体的な仕組みにつきましては、農地の賃貸借を行っている場合において、当事者が相手方に対して更新をしない旨の通知をしない限り、自動的にその賃貸借が更新されるといった、いわゆる法定更新の仕組みなどにより、耕作する者、耕作権を保護していると。また、法人による農地の取得につきましては、一定の要件を満たす農業生産法人について認め、原則として、その農業生産法人以外の法人については、権利取得を制限していると、また、農地を耕作以外の用途に使用する転用についても規制をしているという状況でございます。

次に、一番下の枠内の「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法についてです。農振法は、優良農地を確保するため、農業の振興を図るべき土地区分を明確にし、農業投資を計画的に行うための長期的な土地利用計画制度として制定されたものでございます。御案内のとおり、農振農用地区域内は原則として転用は禁止されているという状況でございます。

また、右上の枠内の「農業経営基盤強化促進法」でございます。この基盤強化法は、労働時間、所得が他産業並みの効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者制度を定めるとともに、この担い手となるべき認定農業者に対して、農用地の利用集積を加速するというものでございます。この基盤強化法においては、担い手等に農地を集積するに当たり、先ほど冒頭説明しました左上の農地法の枠の耕作権の保護、具体的には先ほど御説明しました賃貸借の法定更新の規定が適用除外となっております。これによりまして、賃貸借期間が終了すれば、農地は必ず貸し手のほうに返還されるということが担保されますので、農地法において、一たん農地を貸したらなかなか返してもらえないといった貸し手側の問題意識が解消され、賃貸による規模拡大が図られるような仕組みとなっております。

また、基盤強化法におきましては、右の枠内の②、③でございますけれども、遊休農地の措置、体系的な整備がなされるとともに、あとは農地法で原則禁止しております農業生産法人以外の法人について、リース方式による農地の権利取得を認めるというような特例措置が設けられてございます。

続きまして、資料の2ページ目でございます。農地制度の基本原則としての農地法です。

農地法の基本的な考え方は、御案内のように、いわゆる耕作者主義というもので、自作農の育成を図るため、農地を適正かつ効率的に耕作する者のみにその権利取得を認めるとする考え方によって運用されております。農地の権利移動などを行う場合には、市町村の農業委員会などの許可が必要となります。

下の農地法における許可基準等の表でございますけれども、この中で例えば権利移動につきましては、原則50アール以上の権利移動が必要、いわゆる下限面積要件でございますとか、権利を取得した後、原則すべての農地を耕作する、いわゆる全部耕作要件とかが規定されております。その他、転用でありますとか賃貸借の解約等の制限、小作地の所有制限といった規制が定められております。

また、下の(2)は、「法人による農地利用・取得」でございますけれども、農業生産法人というものが農地の権利を取得できるものと定められております。この農業生産法人の要件につきましては、その表にございまして、法人形態要件、構成員要件、役員要件、事業要件といった要件が定められておまして、この法人が農地を取得した後に、適正かつ効率的に農地を利用できるということを担保するための要件が規定されているという状況でございます。

続きまして、3ページ目をお開きください。

農業上のゾーニングとしての農業振興地域制度についての説明でございます。

いわゆる農振法に基づく農業振興地域や、今後、農業の振興を図るべき地域として、県が市町村と協議した上、指定するものでございます。先ほど冒頭御説明しましたが、いわゆる農用地区域、農振青地でございますけれども——は、表の①のアからオの要件を満たした優良農用地

を市町村が農用地利用計画によって設定するというものになっております。この農用地区域内は原則として転用が禁止されており、表の②に書いてあるような場合には、例外として除外ができるというようなものでございます。

続きまして、「3) 担い手育成に着目した農業経営基盤強化促進法」について御説明いたします。

この基盤強化法につきましては、冒頭説明いたしましたとおり、担い手への農地の利用集積を進めるという観点から設計されたものでございます。基盤強化法による農地の権利移動につきましては、市町村は認定農業者等から農地の売買や賃貸借等の権利移動の申し出があった場合、基盤強化法に基づく市町村基本構想の実現に資するものについては、「農用地利用集積計画」を策定し、公告を行います。この公告の効果として、農地法による権利移動の許可を受けなくても、農地の利用権の設定等が行われることとなります。

下の表に、平成18年度の本県の農地の権利移動状況を示しておりますが、権利移動面積の78%がこの基盤強化法による移動となっており、特に貸借につきましては、83%が基盤強化法に基づくものとなっております。

次の(2)でございますが、農地保有合理化事業は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進するため、農地保有合理化法人が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、または借り入れて、一たん中間保有することで、担い手の経営状況に応じて売り渡し、または貸付を行う事業でございます。具体的な仕組みは、その3ページ目の下にございます図のようになってございます。

続きまして、4ページ目でございます。

「(3) 農用地利用改善事業」についてでございます。この基盤強化法では、集落の農用地の利用について話し合う場となる、いわゆる農用地利用改善団体の育成を推進する農用地利用改善事業が定められております。この農用地利用改善団体がいわゆる集落営農組織の基礎となるものでございまして、県内でも集落営農組織が立ち上げられているという状況でございます。

続きまして、「(4) 農業生産法人以外の法人による農地利用」でございます。御案内のとおり、この制度は、平成15年に構造改革特別区域制度というものが発足しまして、その際に、担い手不足や耕作放棄地の増加等を背景として、農業生産法人を設立しなくても、企業が農地を賃借し、農業生産に取り組めるものとして始まったものでございますけれども、これを特区に限定したものではなくて、平成17年度に、この基盤強化法の中に位置づけることによって、一般的な制度として企業が利用できるようにしたものでございます。

この制度では、先ほどの農業生産法人のところであったような法人の形態についての要件はなく、1点だけ要件は、業務執行役員の1人以上が農業に常時従事し、かつ市町村等と事業について協定を提携することで、農地を使った農業生産に取り組めると、賃貸借方式による農地の権利を取得できるというような仕組みとなっております。

本県では現在、49の企業が他産業から農業に参入しておりますが、このうち農地を利用する法人については、今のところ、すべて冒頭の農地法に基づく農業生産法人を新たに立ち上げての参入となっております。現在のところ、表にございますとおり、この基盤強化法に基づく特定法人貸付事業による特定法人の実績はゼロ

となっております。

次に、「(5) 遊休農地の解消及び利用集積の促進」についてです。年々増加する遊休農地については、御案内のとおり、農業委員会が毎年8月1日から農地パトロールを行い、遊休農地の所有者等に対し指導を行っていますが、改善が進まない耕作放棄地所有者に対して、市町村長が特定遊休農地である旨の通知を行い、利用計画を提出させ、最終的には担い手などに集積を図るための仕組みが基盤強化法に規定されているところでございます。

続きまして、5ページ目をお開きください。

耕作放棄地の解消について御説明いたします。

「1) 本県の耕作放棄地の実態」ですが、農林業センサスでは、平成12年から17年の5カ年間で240ヘクタール増加し、平成17年、2005年の農林業センサスでは4,685ヘクタールとなっております。この増加した耕作放棄地のほとんどに当たる230ヘクタールは非農家が所有しており、非農家が所有する耕作放棄地は1,716ヘクタールとなっております。

耕作放棄地が占める割合を示す耕作放棄地率について見ますと、地域的には、やはり山間地域、その他、都市的地域が10%以上となっております。地目的には水田が占める割合が高くなっております。

また、先ほど冒頭説明いたしました農振法に基づく農振農用地内にも1,569ヘクタールの耕作放棄地が発生しており、このうち1,033ヘクタールは、市町村計画で優良農地に再生すべき耕作放棄地とされております。

次に、「2) 耕作放棄地の発生要因と問題点」ですが、(1)の「主な発生要因」につきましては、担い手の高齢化や減少といった構造的な課題や、または生産条件の悪い農地の耕作放棄地化、ま

たは非農家への相続等が考えられます。

「(2) 問題点」につきましては、やはりこのようなデータから判断すると、死亡相続の場合、非農家であっても農地を取得することになります。このような非農家である相続人は、一般的に農地に関する関心が薄い場合が多く、現場では耕作放棄地の所有者がわからず、適切な指導ができないという場面が増加しているところでございます。また、農地を相続した非農家が担い手に農地を権利設定する仕組みが基盤強化法に基づいてございます。ただ、この基盤強化法に基づいて担い手に利用権の設定を行う場合には、相続人全員の同意が必要であるという要件がございますので、この要件が支障になって、なかなか非農家が相続した農地が担い手への利用集積に向かわないといった現実的な問題もございます。さらに、重油や飼料の高騰など、農業の経営環境が厳しくなっており、利用希望者はあっても耕作放棄地の再生整備の経費負担が重く、解消が進まない状況もございます。

6ページをお開きください。

「3) 耕作放棄地の解消に向けた取組」ですが、耕作放棄地の再生整備などは、市町村やJAだけでなく、集落等を取り込んで進めることで、今後の発生抑止効果を上げていく必要があります。

まず、(1)の①市町村の取り組みですが、平成19年度より、通常の農地パトロールによる指導に加え、全市町村が耕作放棄地の解消計画を策定するとともに、実態調査を行っております。平成20年度からは、耕作放棄地を筆ごとに調査し、再生整備に向けた計画を策定していくこととしております。

②のJAについては、農地保有合理化法人として県農業振興公社と連携し、専任の派遣駐在

員を設置するなど、担い手への農地の利用集積に力を入れるJAが増加しています。さらに、JA日向などでは、今年度、県の事業を活用して、JA出資型法人が耕作放棄地された茶園の再生整備を行うなど、積極的な取り組みが始まっています。

次に、「(2) 県の取組」ですが、今年度、新規事業である「①みやざきフロンティア農地再生事業」により、耕作放棄地の所有者に農地が荒れていて集落が困っている旨の通知を発送し、また、再生整備を進めるため補助率の高い国庫事業を導入するとともに、補助残についても農地保有合理化事業を活用し、負担軽減を図るといった取り組みを県としては行うこととしております。

ここで、お手元に配付しております耕作放棄地関係参考資料をお開きください。まず、1ページ目でございますが、各市町村ごとの、これは平成17年度の農林業センサスによる市町村別の耕作放棄地の動きを示しております。また、2ページ目以降は、各地域における特徴的な取り組みを4つばかり掲載しているところがございますので、後ほど御参照いただければと思います。

委員会資料の6ページにお戻りください。

このような状況の中で、国においてもさまざまな取り組みが行われています。冒頭御説明ありましたけれども、国では昨年11月に発表いたしました「農地政策の展開方向について」に基づき、農地制度改革を行うこととしております。この中で、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地の解消を目指すとともに、所有から利用への転換による農地の有効利用の促進を目指すこととしており、今後とも、本県としてもこのような国の動きを注視してまいり

たいと考えております。

さらに、今年度には、耕作放棄地の全体調査を実施することとされたことから、本県では、新規事業であるみやざきフロンティア農地再生事業で設置するプロジェクトチームで、耕作放棄地を筆ごとに調査し、解消計画を策定することとしております。

以上で、食料の生産基盤である農地の確保・有効活用の促進について説明を終わりといたします。

**○吉田 営農支援課長** 加工食品の原料原産地表示について説明をさせていただきます。

お手元の委員会資料、7ページをごらんください。

よく「食品表示はさまざまな法令で規制され、複雑でわかりにくい」と言われますので、最初に食品表示を規定する法律について簡単に御説明させていただきます。

まず、表の上段にあります「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」、いわゆる「JAS法」についてであります。この法令は、品質に関する適正な表示を規定するもので、消費者の商品選択に資するための情報を表示し、適切に商品選択ができることを目的とするものでございます。表示対象食品といたしましては、一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品、加工食品及び玄米精米となっており、名称や原材料名を初め、食品添加物や原料原産地名など、食品の種類に応じて表示すべき事項を規定しております。

次に、表の中段にあります「食品衛生法」についてであります。この法令は、食品や食品添加物についての表示の基準等を定め、飲食による衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康保護を図ることを目的としております。表示の

対象となるものは、容器包装に入れられた加工食品等であり、食品の名称、食品添加物、保存方法、消費期限または賞味期限などの表示が義務づけられております。

次に、表の下段にあります「不当景品類及び不当表示防止法」、いわゆる「景品表示法」につきましては、消費者を惑わす過大な景品つき販売や誇大な広告、不当な表示を規制し、公正な競争を確保し、消費者の利益を保護するということを目的としております。この法令は他の法令と異なり、特定の表示の義務はなく、また書いてはいけないことも細かく定められていないことが特徴であり、一般消費者が見たときに、事実と反して優良または有利な印象を受けるような表示を禁止した非常にシンプルな規定となっております。

また、これらのほかにも、表の枠外、米印のところに記載してございますが、内容量等の表示に係る「計量法」や、健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等を禁止する「健康増進法」、食品に対する医薬品的な効能効果の表示を禁止する「薬事法」などがございます。

このように、現行の食品表示制度はさまざまな法令によって規制されており、参考として載せてございますが、現行の食品表示制度のイメージ図にありますとおり、一つの表示事項についても、複数の法令により、それぞれの目的に沿って規定されるものがあることから、消費者の方々にはわかりにくいと思われる原因になっているんだろうと思っております。

次に、8ページをお開きいただきます。

委員会より資料要求がございました、原産地表示が加工食品等に及ばない理由であります。原産地表示に絞って説明したいと存じます。

生鮮食品の原産地や加工食品の原料原産地の

表示は、2にありますとおりJAS法において規定されており、農産物や畜産物、水産物などの生鮮食品の場合には、名称と原産地の表示が必須となっております。例えば、高鍋産のキャベツだとか、日向灘沖のアジなどのように表示をいたします。

一方、加工食品の場合は、名称や原材料名などの一括表示は必須となっておりますが、原料原産地につきましては、すべての加工品に義務づけられているわけではなく、JAS法の中で規定される個別の食品ごとの品質表示基準や加工食品全般を対象としました加工食品品質表示基準に基づき、4品目と20の食品群において義務づけられておるところであります。

その具体的な加工食品につきましては、9ページをごらんいただきたいと思うんですが、まず4品目については、1の「野菜冷凍食品」として冷凍野菜ミックスなどとか、2の「農産物漬物」として、ぬか漬け、しょうゆ漬け、梅干しなどが対象となっております、これら4品目につきましては、原料原産地表示が義務づけられる原材料の範囲は、品目ごとに規定されております。

また、下の20の食品群については、食品の種類や加工の方法ごとに分類されておまして、例えば農産加工品の1の「乾燥したきのこ類、野菜、果実」の食品群では、干しシイタケだとか、我が県の特産品であります、千切り大根などが対象となります。畜産加工品の9の「調味した食肉」の食品群では、タレ漬けした牛肉などが対象となりますが、表の枠外にあります米印にありますように、これを加熱処理したものと及び調理冷凍食品に該当するものは除かれます。ということで、私どもの地鶏の炭火焼きなどは対象に入りません。水産加工品の14の「干

した魚介類や海藻類」の食品群では、アジの開き干しなどが対象となります。

なお、これらの20の食品群につきましては、原料原産地表示が義務づけられる原材料の範囲は、重量の割合が50%以上の原材料となっております。

それでは、なぜこれら4品目、20食品群以外の加工食品に対して、原料原産地の表示義務が課せられていないのかについてであります。

8ページに戻っていただきまして、2の2)「加工食品の原料原産地表示に向けた課題」において記載しておりますように、1つ目といたしましては、加工品の原材料は、季節や相場により仕入れ先が変わることがたびたびあります。例えば、先般問題となりました冷凍ギョーザについて、原料原産地の表示に取り組むとなると、例えば原料として考えられるタマネギ、キャベツ、ニラ、豚肉等々で、仮に6種類の食材を輸入して、その輸入先を季節ごと、相場ごとに、例えばアメリカだとかオーストラリア、中国、仮に3カ国から入れるというようなことをしますと、これは3の6乗になりまして、表示の組み合わせが729通りにも及ぶというようなことになるんだそうでございます。ということで、複数の原材料が含まれる加工品では、一つの製品に膨大な種類の表示包装が必要となり、資材代はもとよりでございますが、原材料と表示の整合性の確認など、加工製造業者側の負担が極めて大きくなるということが挙げられております。

また、2つ目としましては、アメリカやEU、欧州連合などでは、原料原産地の表示が義務化をされていないことから、他の国からの輸入品を一次加工した食材が、欧米、アメリカ、ヨーロッパを通じて日本に入ってきた場合などは、原産地を追跡するのが不可能に近いと思われま

す。

さらに、3つ目としましては、原料原産地の表示を義務化した場合、輸入加工品においては原料原産地の表示を求めることとなりますので、このことが輸入障壁として海外から批判される可能性があるということを懸念されておるといふことだそうでございます。

このように、現状では、主に加工製造業者サイドが抱える課題を背景に、加工食品の原料原産地の表示は4品目、20食品群にとどまっておりますが、3)の(1)にありますように、国におきましては、原料原産地表示を義務づけた加工食品の品目数について、加工製造業者等との調整を図りながら、これまで徐々にではありますが、拡大をしてきたところであります。

しかしながら、年々増加している食品表示偽装問題や昨年輸入冷凍ギョーザによる健康被害の発生を背景に、加工食品の原料原産地表示の拡大を求める声が高まっていることから、3の1)にありますとおり、国におきましては、国民生活審議会においての意見を取りまとめ、「加工食品の原料原産地表示制度についても、現行の「主な原材料」の定義、対象加工食品の範囲等、その対象範囲を検討すべきである」とされたところでございます。

また、農林水産省におきましても、2)にありますとおり、食品事業者が自発的に原料原産地表示を行うよう業界団体に求める通知を出し、原産地情報の提供について、自主的取り組みの推進を図ってきたところあります。

さらに、3)のように、九州地方知事会からも国に対しまして、消費者が安心して商品選択できるようにするため、加工食品の原材料の原産地表示について、表示を義務づける原材料の範囲及び義務表示対象品目の拡大を推進するよ

う要望しているところでございます。

このようなことから、国から今後、加工食品の原料原産地表示の拡大について、一定の所見が示されるのではないかとと思われるところでございます。

説明は以上でございます。

○横田委員長 農政水産部の説明が終わりました。質疑がありましたらどうぞ。

○水間委員 先ほど福祉保健部でもちょっと聞いたんですが、例の今、宮崎も昨年問題があったんですが、この愛知県のウナギの問題ですが、本県に対する影響というか、ここらあたりはどんなふうにご考えておられますか。

○那須漁港漁場整備課長 今回の大きな問題に今なっておりますのは、最初、一色漁協が「里帰り」というウナギについてそれを販売したと、その次は、今度は非常に悪質な問題というふうに新聞に書いてありましたけれども、中国ウナギを一色産ということを出したということで、どちらの問題についても、養鰻業者が直接行ったのではなくて、流通業者が起こした問題でございます。そのことによって、本県も含めて全国の国内の養鰻業者が大きな被害を、風評被害を含めて、受けるということが予想されますので、私たちといたしましては、本県も、他県の問題ではありますが、しっかり受けとめて、生産者みずから自分たちは自己防衛して行って、安心安全であるということを外部に対して、自分たちもしっかりやりながら、それをアピールしていくことが重要じゃないかと思っております。そのように指導してまいりたいと思っております。

○水間委員 今、「里帰り」ということを言われましたが、意味をちょっと御説明いただけますか。

○那須漁港漁場整備課長 「里帰りウナギ」というのは、JAS法に基づいて、要は成育期間の長いところを生産地というふうに言われる関係で、一遍日本で飼っておったウナギを、黒子といたしますけど、成長の悪いウナギを一たん台湾に移しまして、それが成長してから、それをまた日本に引き取ると。そうした場合に、台湾で飼っておる期間よりも日本で飼っておった期間のほうが長いから、これは国産と表示すると。しかし、そういう表示自体が非常に不適切というんですか、確認がとれておりませんので、国からの通達等もありまして、そのような表示については、今のところ十分に認められておりません。

○水間委員 和牛ではトレーサビリティ制度がびったりしていますが、ここのウナギのいわゆるシラスウナギ協議会もありますよね。この中では、ウナギについては、そういうものは制度としてはあるんですか。

○那須漁港漁場整備課長 ございません。そういうふうな形での里帰りウナギ等を県内の養鰻業者が扱うことはございません。

○水間委員 ないということは、今後の問題としてはどうなんですか。県でいう何か協議会か委員会か何かつくっておられて、そこらあたりが統一したトレーサビリティ制度をやるとかいうことはないんですか。JAS法による原産地の表示の中には、加工食品、特に3番目、ウナギのかば焼き等が入っていますが、そこらあたりでは、制度としてトレーサビリティを表示してあげるとことは考えておられないんですか。

○那須漁港漁場整備課長 少なくとも宮崎県内で養鰻業者が生産したウナギにつきましては、昨年、宮崎のウナギの流通業者による偽装が発

覚いたしまして大きな問題になりました。それを受けまして、安心・安全の委員会を立ち上げ、4回ほどの会合を行った後、その提言がなされております。そういった中では、しっかりそういうトレーサビリティがちゃんと見られるようにというんですか、ちゃんとそういう飼育管理等が追跡できるような形での飼育管理、そういったことをしっかりやるようにと、そしてまた、そういった情報も外部に発信していくし、養鰻業者だけでなく、流通業者自体にもそこ辺のところの正確な飼育情報をつないでいくようにということで提言を受けて、また、それに組み込むように、今、私たちも指導しております。

**○水間委員** 今お話がありました安全安心推進委員会ですか、これはどういう方々がおられて、今、何か3回か4回かと言われたですね、これはこの中でいわゆる今トレーサビリティを導入するかどうかということが諮られたというような表現ですか。

**○那須漁港漁場整備課長** まず、このメンバーでございますが、養鰻業者、それと流通業者、それと学術関係、それから行政も入っておりますし、消費者代表も入っております。後の質問をもう一度。

**○水間委員** その今の安全安心推進委員会ですか、ここは今、前段で言ったそういうトレーサビリティを統一したものを表示するような方向で考えておられる、そういうことが委員会では話になっているのか、なっていないのか。あなたは今さっきそういうことを考えなかったとおっしゃったから、ちょっと聞くだけけれども。

**○桑原水産政策課長** ウナギも含めた、いわゆる加工食品になるもののトレーサビリティに関する御質問でございますけれども、本年の4月以降、類似の偽装事件等を受けまして、農林水

産省のほうで法令を改正しております、それによりまして、生産地でありますとか、そのようなものの情報を送り状として伝達することが義務づけられておりますので、そちらのほうに関しましては、いわゆるJAS法上の法令上の措置として、4月以降、義務づけられているところでございます。

**○水間委員** じゃ先ほどの話は、いわゆる今の法として義務づけられている中で、農政水産部としてはまだ今、漁港課長でしたか、その判断はまだ課の中ではされていないんですか。

**○後藤農政水産部長** 御質問の安全安心推進委員会との関係ですけれども、昨年のウナギの偽装事件を受けまして、業界みずからがみずからをチェックするという中で、業界に対して第三者の意見を求めるという立場から、この安全安心推進委員会を立ち上げました。これは昨年3月25日に委員会の意見を取りまとめまして、これをシラスウナギ協議会、こちらのほうに答申としてまとめたものであります。その中で御指摘のトレーサビリティ、これは長期的に業界として取り組む課題ということで提案がなされておまして、現在、このトレーサビリティにつきましては、業界内でどのようにしていくかという長期的な観点で、今後、取り組まれるものというふうに考えています。

**○水間委員** 昨年の本県で起きた偽装、いわゆる2社の問題が起きてから、本県のウナギ、養鰻業界という流れの中で、今おっしゃった安全安心推進委員会をつくって、そのことの最終答申と、その委員会はもうこれで報告は終わられたんですか、それもとまだ続いておられるのか、そこらあたりはどうか。

**○太田農政水産部次長** 昨年、この安全安心推進委員会は、提言を年度末にしまして、シラス

ウナギ協議会に提言をしまして、シラスウナギ協議会はその提言を受けて、この提案項目を今年度に入りまして実施に向けた検討を行っていると、そういう状況でございます。したがって、この推進委員会は昨年度末に解散しておると、みやざきウナギ安全安心推進委員会。

○水間委員 推進委員会は、その総会というのは3月にあったんじゃないんですか。昨年ですか。

○太田農政水産部次長 昨年、この偽装ウナギ問題を発端にしまして、業界で取り組むべき事項につきまして提言をいただくということで、昨年、検討いたしまして、年度末にシラスウナギ協議会に対して提言をしたと。提言は終わって、役割を果たしまして、解散をしたということでございます。この提言を受けて、具体的な対策を進めるのはシラスウナギ協議会ということで、こちらのほうは現在もその提言を受けた取り組みの検討をいたしておるところでございます。

○那須漁港漁場整備課長 今、水産次長が申しましたように、一応安全安心推進委員会というのは、3月25日の提言をもって一応その役割は終わりました。今度はその提言を、シラスウナギ協議会、そこと県内の卸売業者の一同で、その提言を受ける形で、「宮崎うなぎ産地安全安心とりくみ宣言」というものを出しまして、その中身は、簡単に言いますと、とにかく生産者のつくったウナギの正確な情報を確実に消費者まで届けるというふうなことを中心に宣言を出しております。

○水間委員 それじゃ今、みやざきウナギ安全安心推進委員会は、もう答申を出して最終報告をして、その中には、今おっしゃった、いわゆる消費者に対する一つのトレーサビリティ的な

ものを出しましょうということにしたわけですね。それで報告を終わったわけですね。その後はもうそれでいいんですか、その考え方としては。何か第三者機関をつくるか、あるいは新たな協議会あるいは委員会をつくるような考えはないんですか。

○那須漁港漁場整備課長 その前に一つ訂正を申し上げます。先ほど言いました「安全安心とりくみ宣言」というのは、安全安心推進委員会からの提言を受ける前に、まず自分たちで取り組みますよということで流通業者と養鰻業者が出しておったもので、ちょっと時期を間違えました。訂正いたします。

それと、その後の取り組みということでは、シラスウナギ協議会が中心になって、安全・安心についてのいろんな飼育方法その他についての共通のチェックとか、そういったものについて取り組むように今進めておるところでございます。

○水間委員 いろいろ本県のウナギ、こうやって台湾産のウナギの偽装を含めて、今までの本県のウナギも全国的には3番目ですかね、そういう形ですが、こういうことが今後起こらないように、今、去年からの問題としては対応策がうまくいっている本県ですから、こういうものがまたいつ、どこで、どういふかわり方で流れてくるのか、これも心配しなきゃいけない。そこに安心・安全が、今おっしゃった、どこで飼ったものが消費者にちゃんといく、これも今やらなきゃいけないという流れですから。先ほど衛生管理課の方に聞きましたら、「いや、この問題はJAS法の問題であるので、私のところはちょっと」という表現があったんですよ。そうじゃないでしょう。やっぱり横の連携は、表にちゃんと出ています。JAS法がある、食品

衛生法がある、そしてそこに景品表示法も、やっぱりこの3つが一つに横の連携がいかないと、こういうものが「いや、うちは関係ないんだ」じゃいけないと思いますから、ひとつ横の連携も含めてよろしく願いをいたしたいと思えます。以上です。

○後藤農政水産部長 ただいまの水間委員、御指摘のとおりでございまして、農政水産部といたしましては、生産段階におけるその安全性の担保、それからあとはJAS法に基づく表示における適正な表示、この2点を所管しているところでありまして、現在その2点について取り組みを進めているところでございます。ぜひ私どもも、御指摘のとおり、宮崎のウナギは安全・安心で間違いのないというような、そういう評価をいただけるように取り組んでいくつもりでございまして、また御指導方よろしく願いいたします。

○中野一則委員 加工食品の原料原産地表示のことについてお尋ねしますが、今、4品目、20食品群が義務づけられているということで表があるわけですがけれども、これが多いのか少ないのか、ちょっとわかりませんが、この表示義務以外は何品目、それから食品群というのはどのくらいあるわけですか。

○吉田営農支援課長 トータルでいいますと、生鮮の54のカテゴリーがございまして。

○中野一則委員 54品目ということですか。

○吉田営農支援課長 例えば、砂糖、小麦だ、マーガリンだ、味噌何だ、つくだ煮だ、惣菜だ、弁当だ、調理パンだ、乳製品だ、ジュースだ、ソーセージだ、かまぼこだとか、いろいろそういうのをずっと挙げてきますと、54のカテゴリーがあるということでございます。

○中野一則委員 何かわかりませんが、4品

目、20食品群ですよ、義務づけられているのが。ということは、品目ではあと50品目が表示する必要がないということですか。

○吉田営農支援課長 品質表示をするというのが54品目ありまして、ほかにはたくさんあるということでございます。

○中野一則委員 ごちゃごちゃしてわかりませんが、表示義務以外のこういうものは、まだたくさんあるというふうに理解しておけばいいですね。それで、いわゆる加工業者が進んで表示をするということは、法的には許されているんですか、そのことは違法性があるんですか。

○吉田営農支援課長 今、国は基本的に、そういう表示ができるものは、どんどん表示をしていきましょうというのはございます。ただ、中に、例えば国産または中国産みたいなあやふやなというか、そういう表示の仕方をされると、ひょっとすると買うほうの人から優良誤認があるので、そういうのは規定はございますが、基本的には、なるべく表示は表に出すということで指導がされてございます。

○中野一則委員 そのことは、海外の物の場合に、輸入障壁の云々というのがあったんですが、そういうことには何か障害になるんですか。そういう心配はないんですか。

○吉田営農支援課長 特に法的に規定しているわけではございませんで、出せるものはどんどん出していこうという、例えば外食産業なんかもガイドラインがございまして、レストランできょうの豚肉はどどこ産を使っていますとか、きょうの野菜はどどこ産のを使っていますというのを、積極的に表に出していこうというような取り組みを推進しているところでございます。

○横田委員長 ちょっとお諮りします。

12時までには終わりそうにないんですけど、午後には別の行事も計画されておりますが、12時過ぎてもやってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** では、執行部の皆さん方も御協力をお願いします。

ほかございませんか。

○**十屋委員** 5ページの耕作放棄地の解消という点で、細かなことはまだ詳しくあれですけども、大ざっぱに、放棄地の農林業センサスの中で240ヘクタールまた増加したと。この統計を見ると、ずっと増加してきているんですね。それと、この対策とが追いついていないという部分があって、今、国のほうでも一生懸命見直しを図ると思うんですけども、実際問題として、このペースで放棄地がふえていく、片一方じゃ高齢化が進む。法人の数というのが、宮崎において、地域別にバランスが、バランスといいますが、地域によって違うと思うんですけど、どのくらいまでふやしたらいいんですか、率直に。あと、今、幾つあって、これだけの法人をつくって取り組まないで解消にならないと、そういう目標とか数値的なものはあるんでしょうか。

○**山内担い手対策監** 御指摘のとおり、農家数の減少というのは、例えばセンサスの状況を見ますと、販売農家で年間1,300戸ぐらい減少している。そういった中で、本県の産出額、これは平成26年度目標で3,400億という形で目標を設定しておりますが、こういった産出額を賄っていくためには、やはり認定農業者とかあるいは農業法人の育成というのが非常に重要な課題となっております。そういったことで、現在、農業法人につきましては、平成19年度実績で560経営体でございます。そのところを平成26年目標では720、ちょっと前の平成21年目標では590と

いったような形で、育成強化を図っていくというようなことを目標にしております。また、それぞれの農業法人ということの取り組みもさることながら、やはり集落営農、こういったことの取り組みが、いわゆる耕作放棄地解消、先ほど課長のほうも説明申し上げましたけれども、耕作放棄地解消には、これからは集落ぐるみでの取り組みというのが重要でございますので、そういった視点で、現在、集落営農組織が県内で79ございますが、それを平成21年目標では100というような形で、具体的には、JA一支所で一組織の育成を目標に掲げているような形で、現在、計画的に進めているところでございます。

○**十屋委員** 一JAですか、一支所、どちらですか。

○**山内担い手対策監** JA一支所です。

○**十屋委員** 結局、その目標値は、平成26年で法人が720、21年590、現在560、これで本当に間に合うんですか。先ほど言われた、最初に、年1,300戸減少していくという中で、その見直しとかいうのは検証しながら、実績とその面積にもよるんでしょうけど、それぞれの法人なり集落営農する面積にもよるんでしょうけど、本当に数値的に目標値でそれが可能なのか、その見直しとかは何年間に一遍やるとか、そういうことでは検証されるんですか。

○**山内担い手対策監** まず、数値目標を改めて申し上げますと、結局、560今現在ある農業法人ですね、農業法人のことを申し上げますと、これを平成21年目標で590、そして平成26年目標で720ということで、この目標に向けた取り組みとしては、現状計画を上回る実績で進んでおります。それに合わせまして、現在、8,587経営体でございます認定農業者、これらの取り組みで、いわゆる面的な集積というか土地利用でいきま

すと、こういった担い手によって6割ぐらいを賄っていかうというような目標設定で今進めておりまして、数の上の育成という観点でいけば、計画どおり進んでおるといふふうに思っております。

**○十屋委員** 数的に計画どおり進むのと、実質今おっしゃった6割、8,587の認定農業者、6割をカバーするという部分で、実質その解消につながっていくのかという、数字の目標値は十分理解できるんですけども、御努力も理解できますが、それが今先ほど、最初にお話ししたように、耕作放棄地のふえる度合いとこの数値とが合致して、うまく計画どおり進んでいくのかというところをちょっとお聞きしたいんですけど。放棄地のほうが進んで、こっちの組織率とかあれがマッチしていないんじゃないか。この計画どおりいけば、平成26年度720法人、それと認定農業者の数、それで100%はいかないまでも9割まで解消できるとか、現在ある耕作放棄地がゼロになるとか、そういうことで理解しているのかどうか。

**○山内担い手対策監** まず、耕作放棄地の解消につきましては、確かに非農家の耕作放棄地の増加というのは、ここ数年、顕著化してきた課題等もございます。しかし、一番重要なのは、そういった耕作放棄地をいわゆる使う担い手のほうに集積させていくというような取り組みが重要だろうと思います。そのためには、やはり面的集積といいますか、点在するような耕作放棄地を、いわゆる合理的な土地利用調整のもとで集約化しながら貸していくと。いわゆる面的な集積をさせていくということで経営の安定化につなげていくというか、有効活用を図っていくと。そういうような、いわゆる取り組み手段といいますか、そういった支援策の方策の具体

的な支援というのが必要ではないかなというふうに思っております。

**○十屋委員** 十分わかりますが、計画どおりいったときに、それが今のスピード、どっちが早いかなんですよね。耕作放棄地がふえるのが早いか、そういう組織していくのが早いか、それでうまくいくのかという心配がちょっとあるものですからお聞きしたんですけど、いいです。

**○後藤農政水産部長** 今、十屋委員、御指摘の点は、すなわち経営体を幾つかつくっていったときに、その経営体がどの程度の農地を賄って、そしてこの耕作放棄地解消にいかにか寄与するかという、その数字の問題だと思っております。私も実は、一法人当たりの今の経営面積、このデータを現在持っておりませんで、少しその数値に基づいて御説明ができないことは、大変申しわけないと思っております。よろしくお願いいたします。

**○十屋委員** また調べていただいて、そういう小まめなデータのもとにつくっていただければありがたいと思います。

**○外山良治委員** 先ほども申し上げたんですが、いろいろ説明される。ところが、農業生産というものは、例えば直近の例でも明らかのように、自給率が39%まで落ちたと。今まで上げるためにどうしたらいいかというのを議論してきた。しかし、今、十屋委員もおっしゃいましたが、言ってきたことと現状というものは、これだけ乖離があるじゃないかと、簡単に言うと。部長、どうなんでしょう。

**○後藤農政水産部長** 最初のデータの問題にも関連するかと思いますけれども、私もこの経営体がいろんなパターンで、そしていろんな取り組みをされているということがありまして、

やはりそれを個別に一個一個ずつ手を打っていくということが、なかなか政策としては難しい状況がございます。したがって、統計的な平均値のもとに、いろいろ御説明申し上げているわけでございますけれども、それが一番客観的なデータかなというふうに考えております。その数値につきましては、私ども、できるだけ実態を反映するように、いろいろな調査の段階で、きめ細かく工夫を今後ともしていく必要があるかなというふうに考えております。私どもがここで出しております数値といいますのは、基本的には農業センサスということで、これは悉皆調査になっております。この悉皆調査につきまして、やはり県としての状況を把握するために、いろいろな附帯調査等も交えながら、県の実態把握に今後とも努めていきたいと思っております。委員おっしゃるとおり、すべてが説明できるデータを持っていないということが残念であるというふうには認識しております。

**○外山良治委員** 恐らく、今、部長の答弁では、あと4～5年後には、自給率が45%ぐらい上がることを期待しております。もし下がったらまた質問を、そのころはここにいないとは思いますが。それと、やっぱり耕作放棄地率というのが、僕はびっくりしているんですが、都城、三股、非常に頑張っておられるなと思っております。ところが、延岡、日向、門川、東郷、私行ったことありませんが、非常に悪い。この理由というのは何が考えられるんですか。

**○上杉地域農業推進課長** 都城周辺では、畜産の飼料作物の生産であるとか、あと大型の農業生産法人の活動、これが非常に多いという形で、農地が有効に活用されているということが原因として考えられます。

**○外山良治委員** 一方はこうだ、一方はこうだ、

一方だけはわかった。もう一方がわからない。

**○上杉地域農業推進課長** 片方の耕作放棄地率が高い延岡のほうは、原因として考えられるのは、小規模な農家、水稲農家が多いという形で、耕作放棄地率が高くなっているのではないかと、いうふうに考えております。

**○外山良治委員** やっぱりそういったところを、原因をしっかりとらまえた上で、どういうふうな対応を今現在講じているということまで、大体原因、わかりますよ。じゃ先ほど45%の食料自給率にするんだなど、そのためにこういった耕作放棄地というのがあると、それを地域別にこういった問題があるから、地域別にはこういった制度・政策を打っていくというところまで・・・。まあいいですわ。

それと、所有者がわからない耕作放棄地が増加しているということではありますが、これは全体に占める割合というのは、大体どういうふうになっているんでしょうか。

**○上杉地域農業推進課長** 耕作放棄地のうち、不在村と未相続によるものが大体18%ぐらいというデータがあります。

**○外山良治委員** こういった点についても、例えば植栽未済地についても不在地主が増加していると。ちょっと忘れましたが、2,000ヘクタール、3割、600ヘクタールぐらい。例えば県北のほうで植栽未済地が多いと。植栽未済地が多いのに、プラスして、延岡、日向、門川、こういったところの田畑が放棄されていると。そうすると、植栽未済地がふえて、そこで山が崩壊して、そこで土砂、水が流れてきて、田んぼがほとんど涵養性が失われていると、保水力がないと、だから大水害が県北では多いと。こういったことを、この自然サイクルというものを十分踏まえた上で考えていただかなければ、ことしも今

からそういう時期になりますから、農業と河川と山、こういった一連の流れで、農業、食の確保、こういった点を考えていただかなければ非常に困るなど。答弁というものを全体的に聞いておって、ちょっとまずいな正直思いました。以上です。

○横田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で農政水産部の概要説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後0時8分休憩

---

午後0時10分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

協議事項でありますけど、まず、県内調査についてであります。

資料の1及び2をごらんください。

7月16日、17日にかけて実施します県南調査、あわせて8月4日、5日にかけて実施します県北調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任をいただきましたので、ごらんのように日程案を作成しました。

この日程案については、当委員会の①地産地消・食育、②食の安全・安心、③農地の有効活用という3つの調査事項や、農業、畜産、水産の分野のバランスなども考慮しながら作成させていただきましたが、御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 特にないようですので、この案で今後詳細を詰めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

諸般の事情で、若干変更が出てくる場合もあ

るかもしれませんが、そのときはまた正副委員長に御一任をいただきたいと思えます。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いをいたします。

次に、7月24日に予定されております次回の委員会についてであります。まず、正副委員長から提案がございます。

資料の3をごらんください。

燃油価格の高騰とか、穀物や飼料価格の高騰が続いておりまして、一向に下がる気配がありません。一方では、バターなど一部の食品が品薄となる状況も出ております。また、食の安全性が揺らぐ事件が後を絶たず、国においては、消費者庁の設置も検討されているなど、「食」をめぐる情勢は、現在も目まぐるしく動いております。

食の確保や食の安全対策という課題には、生産から流通、消費に至る一連の流れの中で取り組んでいくべきものではないかと考えますので、一連の流れに精通した専門家から、一度御意見を伺ってみてはどうかというふうに考えております。

この資料3にあります論説は、4月28日付の宮日新聞に出たものでありますけれども、これを書いた山本直之教授は、宮崎県出身で、農業経済を専門とされ、農水省の試験研究機関を経て、現在、宮崎大学で農業生産から流通、消費に至る幅広い研究をされておられます。

この論説を拝見すると、当委員会の調査に参考となる御意見がいろいろ伺えるのではないかと思いますので、次の委員会にお呼びしたらどうだろうかと考えているんですけど、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、次の委員会に、宮崎

大学の山本直之教授を参考人として来ていただくことにしたいと思います。

それと、次回の委員会で、執行部への説明要求、資料要求について、御意見、御要望がありましたら出してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、それも正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 なお、第1回目の委員会で、外山良治委員から資料請求のありました「燃油高騰が本県農業に与えた影響」については、次の委員会までに執行部は資料が準備できる見込みということでありますので、資料配付でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 その他であります、資料4をごらんください。

常任委員会でもお話があったと思いますが、行事の関係で、これは九州議員研究交流大会が1月26日に開催されるということで、来年1月の閉会中の委員会の日程を1月27日から29日に変更したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後0時14分閉会